

「タクシー運転者のクオリティアップと高齢者対策」認定制度の要件

1. タクシー運転者のクオリティアップ制度

サービスにおいて、運転者が、直接かつ極めて重要な役割を担っており、タクシー運転者の質の低下は、タクシー事業全体の衰退に繋がるため、これを向上するとともに、地域公共交通機関の責務として、タクシーならではの利便性、快適性を確保するための取り組み。

実施認定事業者の要件

制度実施認定事業者（以下「認定事業者」という。）は、下記の(1)から(3)を実施し、(4)、(5)の実施を努力しなければならない。

- (1) 運転者採用基準を明確に公表し、自動車運転者としての、タクシー運転者としての経歴を確認するために、下記のことを提出させ、採用の判断をすること。
 - ① タクシーセンター発行の「登録運転者業務経歴証明書」と「累計違反点数証明書」
 - ② 運転経歴証明書（過去5ヶ年分）
- (2) 接客サービス向上や、地理習熟のための研修を定期的に実施すること（公益財団法人大阪タクシーセンターが実施する運転者研修の受講を含む。）。
- (3) 苦情窓口の開設、苦情対応体制の整備をすること。
- (4) 運転技能コンテストや接客コンテストに参加すること。
- (5) 車内監視カメラを装備すること。

2. タクシー運転者の健康管理充実・強化制度

タクシー運転者の健康、又は、身体的機能の低下を起因とする事故が発生している状況を踏まえ、これを予防するとともに、タクシー事業者の安全に対する責務として輸送の安全を確保するための取り組み。

実施認定事業者の要件

制度実施認定事業者（以下「認定事業者」という。）は、下記の(1)から(3)を実施し、(4)の実施を努力しなければならない。

- (1) 事業者は、65歳以上の運転者に、1年以内ごとに1回、下記のいずれかの適齢適性診断等を受診又は受講させること。
 - ① 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項による「適齢適性診断」
 - ② 道路交通法第101条の4（同法第108条の2第1項第12号）による「高齢者講習」
 - ③ 大阪タクシーセンターが実施する「高齢運転者安全運転研修」
- (2) 労働安全衛生法第13条第2項に規定する産業医を選任すること。
- (3) 「自動車運送事業に係る交通事故要因分析報告書（平成21年度）〔第2分冊〕事業用自動車の運転者の健康マニュアル」に基づく健康管理を実施すること。なお、前記マニュアルの実施は、下記の事項によるものとする。
 - ① 医師は、上記②の産業医とすること。
 - ② 推奨事項も義務事項と同様に実施すること。
 - ③ 前記健康管理マニュアル〈健康管理の手順〉【手順2 医師からの意見を踏まえた対応】「(1)就業上の措置」の決定は、上記(1)の結果も踏まえること。
- (4) 使用するタクシー車両に下記の先進機能を装備し、関係者にその機能を熟知、活用するよう指導教育すること。
 - ① ヒューマンエラーを排除、安全運転を支援する機能のASV（先進安全自動車）技術の装置
 - ・前方障害物衝突防止支援システム
 - ・車線逸脱防止支援システム 他
 - ② 運転者の負担を軽減する、運転技術を確実にする等の装置
 - ・自動日報処理システム
 - ・車外ドライブレコーダー 他